

(2) 緑地の分類

緑地	施設緑地	都市公園	●都市公園法で規定するもの ●都市公園を除く公共空地(その他公園) ・国民公園 ・自転車歩行者専用道路 ・歩行者専用道路 ・地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 ●公共団体が設置している市民農園 ・公開している教育施設(国公立) ・河川緑地 ・港湾緑地 ・農業公園 ・児童遊園 ・公共団体が設置している運動場やグラウンド ・こどもの国 等
		都市公園以外	●学校の植栽地 ●下水処理場等の付属緑地 ●道路環境施設帯及び植栽帯(街路樹) ●その他の公共公益施設における植栽地 等
	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	
	民間施設緑地	・市民緑地 ・公開空地 ●民間団体が設置している市民農園 ・一時開放広場 ・公開している教育施設(私立) ・市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド ・寺社境内地 ●民間の屋上緑化空間等 ・民間の動植物園 等	
地域制緑地等	法による地域	・緑地保全地域(都市緑地法) ・特別緑地保全地区(都市緑地法) ・風致地区(都市計画法) ・生産緑地地区(生産緑地法) ・近郊緑地保全区域(近畿圏整備法) ・近郊緑地特別保全地区(近畿圏整備法) ・歴史的風土保存区域(古都保存法) ・歴史的風土特別保存地区(古都保存法) ・景観地区で緑地に係る事項を定めているもの(景観法) ・自然公園(自然公園法) ・自然環境保全地域(自然環境保全法) ●農業振興地域・農用地区域(農業振興地域整備法) ●河川区域(河川法) ●保安林区域(森林法) ●地域森林計画対象民有林(森林法) ・保存樹・保存樹林(樹木保存法) ・景観重要樹木(景観法) ●史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの(文化財保護法) 等	
	協定	●緑地協定(都市緑地法) ・景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観法) 等	
	条例等によるもの	・条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 ●樹林地の保存契約(保護樹木・保護樹林) ・協定による工場植栽地 等	

注1) ●ゴシック体表記: 明石市において、該当するもの又は把握しているもの。
出典) 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課 監修「新編 緑の基本計画ハンドブック」(平成19年) p.54をもとに一部加筆。

(3) 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もつばら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区*1当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

*1: 近隣住区: 幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位。
出典) 国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 HP (http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/syurui/index.html)